

第 4 号議案

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、
教育委員長の職を廃止し、及び議会改革特別委員会報告を受けて、
国立市議会議員が都市計画審議会委員の職を兼ねる場合にその兼
ねる職としての報酬を支給しないこととするため、条例の一部を
改正するものである。

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年
11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(教育長となつた委員を除く。)」を削る。

第7条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、国立市議会の議員が都市計画審議会委員
の職を兼ねるときは、その兼ねる職として受けるべき報酬は支給しない。

別表第1中

「

教育委員会	委員長	月額 124,000円
	委員	〃 102,000円

を

」

「

教育委員会	委員	月額 102,000円
-------	----	-------------

に改める。

」

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第2条及び別表第1の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。